

令和6年第8回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和6年8月9日（金） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6－1大会議室

出席委員

江崎 和浩 ・ 西垣 隆 ・ 山口 貴範 ・ 江崎 美咲
藤吉 理功 ・ 林 明 ・ 林 安廣 ・ 山中 敏彰
河田 均 ・ 松野 芳正 ・ 清水 健吉 ・ 館林 朋子
永田 俊幸

欠席委員

梶下 信孝 ・ 岩佐 哲司 ・ 酒井 勉 ・ 高橋美穂子
野々村 貢

議 長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進 委 員

伊藤 一仁 ・ 臼井 正典 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司
大野 達朗 ・ 小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 窪田 博
栗原 修司 ・ 神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘
高橋 正男 ・ 田中 光弘 ・ 戸崎 和美 ・ 林 俊朗
平手 金治 ・ 福井 恒夫 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男
松岡 静典 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 東三 ・ 森瀬 秀雄
柳原 芳靖 ・ 山口 温朗

事 務 局

事務局長	三嶋 克之	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	佐々木宗弘
主査	中村 修	主任	加藤 明生
主事	熊澤 宏之	主事	小野さなえ
主事	江川 充洋		

関係者

経済部農林課主査 小坂 百香

議 事

- 議案第 35 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 37 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について
- 報告第 26 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 27 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 28 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和6年第8回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中14名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号17番、永田俊幸委員、議席番号1番、江崎和浩委員の両委員、よろしくお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の方も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第35号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転6件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題いたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第35号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、鷺山地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番、方県地区の申請は、世帯内贈与による所有権移転です。

4,343.39平方メートルの田を譲渡人から譲り受け、取得後も水稻を栽培する予定です。

3番、4番、西郷地区の申請は、いずれも農業経営を拡大するための所有権移転です。

3ページをお願いします。

5番、日置江地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

6番、合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための使用貸借権の設定です。

7番、三輪地区の申請は、共有農地の持分を他の共有者に移転し、農業経営の安定を図るための所有権移転です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 35 号について事務局から説明がありました。
各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。
それでは、1 番、鷺山地区は、河田均委員、お願いします。

河田委員

1 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。
申請地では、野菜を栽培される予定です。
受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、2 番、方県地区は、事務局から説明いたします。

小木曾主査

2 番の申請は、世帯内贈与で受人へ田を譲り渡すものです。
7 月 30 日に、農業委員、農地利用最適化推進委員、受人と共に現地立会いを行いました。
申請地では、水稻を栽培される予定です。受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないとのことです。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、3 番および 4 番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

3 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。
7 月 24 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。
申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。
受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。
4 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。
7 月 24 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。
申請地では、ハイビスカスを栽培される予定です。
受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

	続きまして、5番、日置江地区は、江崎和浩委員、お願いします。
江崎(和)委員	5番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。 申請地では、きゅうり、玉ねぎを栽培される予定です。 受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、6番、合渡地区は、山中敏彰委員、お願いします。
山中委員	6番の申請は、農業経営を拡大したい借受人へ、畑を貸すものです。 7月18日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借受人と共に、現地立会を行いました。 申請地では、野菜を栽培される予定です。 借受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、7番、三輪厳美地区は、藤吉理功委員、お願いします。
藤吉委員	7番の申請は、農業経営の安定をはかる受人へ、田を譲り渡すものです。 7月29日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会を行いました。 申請地では、野菜、果樹を栽培される予定です。 受人は、渡人の親族であり、地域の取り決めなども承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。
議 長	ありがとうございました。 議案第35号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。
議 長	御発言もないようなので、採決に入ります。 議案第35号について、賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】
議 長	全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 36 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 4 件、使用貸借による権利の設定 2 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 36 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

5 ページの総括表をご覧ください。

今回は、計 6 件、合計 5,090 平方メートルです。

6 ページをお願いします。

1 番、黒野地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。よって許可し得るものです。

2 番、西郷地区の申請は、使用貸借により、養鶏業農業用倉庫に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地ではありますが、転用目的が地域の農業の振興に資する施設として、農業用施設の用に供するために行われるものに該当するため、許可し得るものです。

また、2 番の申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、33 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、西郷小学校から北へ 300 メートルほどの農地です。

3 番、芥見地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、上水管及びガス管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設及び医療施設があるため、第 3 種農地と判断します。よって許可し得るものです。

また、3 番の申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、34 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、あいかわ保育所から東へ 50 メートルほどの農地です。

7 ページをお願いします。

4 番、三輪地区の申請は、所有権移転により、運輸業駐車場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。よって許可し得るものです。

また、4 番の申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、35 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、北東部コミュニティセンターから西へ 1 キロメートルほどの農地です。

5 番、柳津地区の申請は、所有権移転により、建設業資材置場に転用するものです。

申請地は、鉄道の駅を中心に半径 500 メートルの円で囲まれた区域の面積に占める宅地面積が 40 パーセントを超える場合、その割合が 40 パーセントとなるまでの円の半径を延長したときの半径の距離以内の区域にあるため第 2 種農地と判断します。

よって第 1 種農地の例外規定、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることを準用し、許可し得るものです。

6 番、柳津地区の申請は、使用貸借により、住宅に転用するものです。

申請地は、上水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設及びその他の公共施設又は公益的施設があるため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 36 号について事務局から説明がありました。

2 番、西郷地区、3 番、芥見地区、4 番三輪巖美地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、2 番、西郷地区については、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

2 番の申請は、農地を親族の経営する会社の養鶏業農業用倉庫として転用するものです。

8 月 1 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び使用借人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないよう管理することを確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3 番、芥見地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

3 番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。

7 月 30 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に現地立会
いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認してお
り、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4 番、三輪厳美地区は、藤吉理功委員、お願いします。

藤吉委員

4 番の申請は、運輸業駐車場として転用するものです。

8 月 6 日に、事務局職員及び転用事業者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないよう管理すること
を確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第36号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第 36 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 37 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議につい
て、今回の申請は、1 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 37 号について説明いたします。

農地転用許可後に事業計画変更を行う許可申請です。

9 ページをお願いします。

1 番、黒野地区の申請は、平成元年 10 月 31 日に農地法第 4 条許可済みです。当
時の許可後、整地し、駐車場として使用していましたが、現在は使用をしていませ
ん。この度、太陽光発電施設を設置するため事業計画変更をするものです。

変更後の転用事業が、その事業計画に従って実施されることが確実であるこ
と、変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前

の転用事業による影響に比べて、それと同程度又はそれ以下であること、及び、変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であることが認められるため、承認しうるものです。

以上でございます

議 長

ただいま、議案第 37 号について、事務局から説明がありました。
議案第 37 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので採決に入ります。
議案第 37 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。
続きまして、報告に移ります。
報告第 26 号から第 28 号について、事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、報告第 26 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について説明いたします。

11 ページをお願いします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

届出は、41 件、合計 78,507.94 平方メートルです。

続きまして、報告第 27 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

13 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。

届出は、5 件、合計 1,121.00 平方メートルです。

明細は、14 ページです。

続きまして、報告第 28 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について」説明いたします。

16 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、59 件、合計 22,891.28 平方メートルです。

明細は、17 ページから 32 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和6年7月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後3時35分閉会を宣す。